



順位	国名
1	アイスランド
2	フィンランド
3	ノルウェー
4	スウェーデン
5	アイルランド
6	ニュージーランド
7	デンマーク
8	フィリピン
9	ニカラグア
10	スイス
11	オランダ
⋮	⋮
13	ドイツ
⋮	⋮
18	イギリス
⋮	⋮
21	カナダ
22	アメリカ
⋮	⋮
32	アルゼンチン
⋮	⋮
57	フランス
⋮	⋮
59	ロシア
⋮	⋮
69	中国
⋮	⋮
80	イタリア
⋮	⋮
100	マレーシア
101	日本
102	ベリーズ
⋮	⋮
135	イエメン

昨年10月に世界経済フォーラムが公表した男女平等(ジェンダー・ギャップ)指数*による国別ランキングで、日本は、135か国中101位と、2011年の98位よりさらに後退しています。



*

1999年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、毎年6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」として、様々な取り組みが行われています。

東久留米市男女平等推進センターでは、週間に併せて、日本、フィンランド、フィリピン、オランダ、アメリカ、アルゼンチンをピックアップし、その国の歴史やさまざまなデータなどを展示します。違う視点で世界を見渡すことで、「ひとりひとりが幸せな社会」について、今、もう一度考えてみませんか?



展示期間: 6月24日(月)から28日(金)午後5時 (火曜日休館)
会場: 男女平等推進センター

*男女平等(ジェンダー・ギャップ)指数とは、世界経済フォーラムが、毎年、経済・教育・政治・保健の4つの分野で国別の男女格差を数値化し、ランク付けしたものです。

男女共同参画社会基本法

(前文)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。



「男女共同参画社会基本法」の全文は、内閣府男女共同参画局のホームページでご覧いただけます。

http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html

東久留米市男女平等推進センター フィフティ² (火曜日休館)

午前9時～午後9時30分(※前日までに午後7時30分以降の会議室使用申請がない場合、開館時間は午前9時～午後7時30分になります。)